一般社団法人全国専門学校情報教育協会(調査委員会) 障害者差別解消法に関するアンケート調査

●調査時期 令和3年9月13日~令和3年9月30日

●発送数 70 件(校)

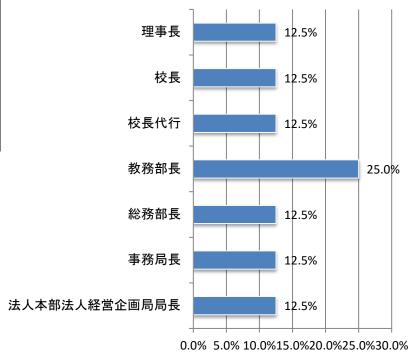
●回答数 8件

●協力校数 8 校

●回答率 11.4 %

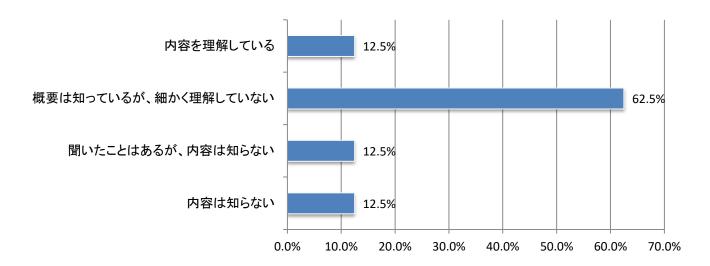
1. 回答者プロフィール

S.no	項目	回答	%	
1	理事長	1	12.5%	
2	校長	1	12.5%	
3	校長代行	1	12.5%	
4	教務部長	2	25.0%	
5	総務部長	1	12.5%	
6	事務局長	1	12.5%	
7	法人本部法人経営企画局局長	1	12.5%	
	合計	8	_	



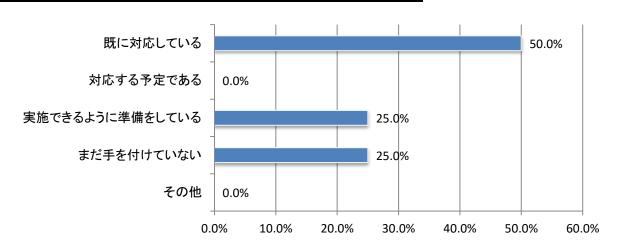
2. 障害者差別解消法を知っていますか

S.no	項目	回答	%
1	内容を理解している	1	12.5%
2	概要は知っているが、細かく理解していない	5	62.5%
3	聞いたことはあるが、内容は知らない	1	12.5%
4	内容は知らない	1	12.5%
	合計	8	_



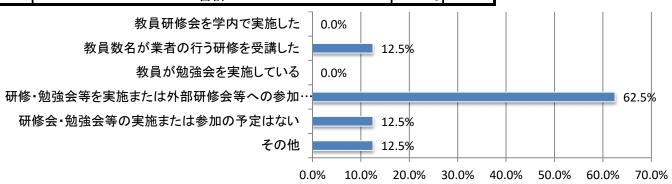
3. 障害者差別解消法に規定される「社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供」について

S.no	項目	回答	%
1	既に対応している	4	50.0%
	対応する予定である	0	0.0%
3	実施できるように準備をしている	2	25.0%
4	まだ手を付けていない	2	25.0%
5	その他	0	0.0%
	合計	8	_



4. 障害者差別解消法 特に「合理的配慮」に関する研修について

S.no	項目	回答	%
1	教員研修会を学内で実施した	0	0.0%
2	教員数名が業者の行う研修を受講した	1	12.5%
3	教員が勉強会を実施している	0	0.0%
4	研修・勉強会等を実施または外部研修会等への参加検討中	5	62.5%
5	研修会・勉強会等の実施または参加の予定はない	1	12.5%
6	その他	1	12.5%
	合計	8	_

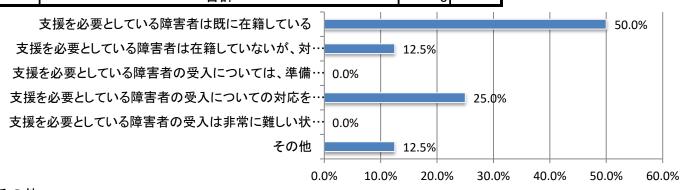


その他の内容

今後、検討したい

5. 支援を必要としている障害者の受入について

S.no	項目	回答	%
1	支援を必要としている障害者は既に在籍している	4	50.0%
2	支援を必要としている障害者は在籍していないが、対応 等 受入ができる状態である	1	12.5%
3	支援を必要としている障害者の受入については、準備中 で現状、受入れは難しい	0	0.0%
4	支援を必要としている障害者の受入についての対応を検 討中である	2	25.0%
5	支援を必要としている障害者の受入は非常に難しい状態 である	0	0.0%
6	その他	1	12.5%
	合計	8	_



その他

過去に在籍した経験がある。現在は未確認。

6. 支援を必要としている障害者の在籍人数をお知らせ下さい

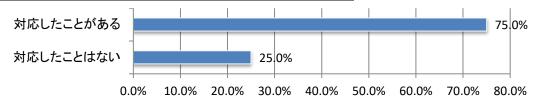
「支援を必要としている障害者は既に在籍している」各学校 1名程度の在籍

7. 支援を必要としている障害者にどのような支援を行っているかご記入ください

- 自宅での勤務を可能にしている。
- 教室・設備等のバリアフリー化
- 障害の程度により、環境や意思疎通に配慮し柔軟に対応
- 建物の改修、授業中の付属教材の使用、個別の対応

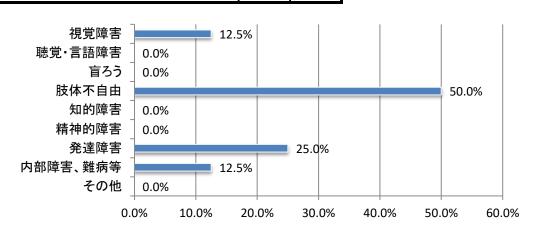
8. 「合理的配慮」の提供に対応した事例について

S.no	項目	回答	%
1	対応したことがある	6	75.0%
2	対応したことはない	2	25.0%
	合計	8	_



9. 「合理的配慮」の提供を具体的内容

S.no	項目	回答	%
1	視覚障害	1	12.5%
2	聴覚・言語障害	0	0.0%
3	盲ろう	0	0.0%
4	肢体不自由	4	50.0%
5	知的障害	0	0.0%
6	精神的障害	0	0.0%
7	発達障害	2	25.0%
8	内部障害、難病等	1	12.5%
9	その他	0	0.0%
	合計	8	_



障害種別	支援の申出の内容	対応
視覚障害	周囲に知られたくないため申し出がな かったが、教員が弱視、視野狭窄に気付 いた	座席位置の配慮
	バリアフリー対応	トイレ、館内移動のバリアフリー
肢体不自由	車いすでの受講に対する支援	設備のバリアフリー化を行い対応した
及体作自由	車及び車イスの使用	車イス対応の教室を準備した
	足の不自由な方のトイレの様式の対応	和式に洋式器を配置
発達障害	性別の変更	内部文書における対応
光连 <u>牌</u> 古	時差登校、別カリキュラム	別室での学習
内部障害、難病等	ブルガタ症候群	車両運転の回避

障害者差別解消法 特に合理的配慮についてご意見をお聞かせください

- 特に無
- 個別対応が多くなることについて、学校側の負担は多い。入学前に状況を把握することが大切と考えています。
- 学校では対応が限定される
- ・大切な考え方や規程であると思います。
- ・常識的な内容である
- ・ 義務化に賛成
- ・以前からも取り組んでいたが、今後はさらに必要となる。

障害者差別解消法への対応について、課題をご記入ください

- 最終的に学校側の費用負担が高くなる点。
- 個別対応をどこまで行っていくか、保護者との連携が必要と考えています。
- ・ 入学前の申し出に対して、可能な限りの対応を行いたいが、それには限界があること。
- 古い設備の回収の時期と費用
- 学生本人より、親御さんとのやり取りが多いが、全部には対応しきれないのが現状である。

その他 障害者差別解消法 全般についてご意見があればご記入ください

- 特に無
- 知的障害・発達障碍については程度によりますが、受け入れられない部分もあると思います。
- 障がい者差別解消に向けて、各方面への周知をお願いします。
- 合理的配慮は、ごく当然のことであり、その法制化、義務化は、法人の管理運営において、規程の制定や規程 に基づく適正な運営など法人の負担が無用に重くなるものと懸念する。